

令和6年2月7日
総合支所保健福祉センター
子ども・若者部
世田谷保健所

児童福祉法等の改正等を踏まえた母子保健・児童福祉のさらなる体制強化について

1 主旨

令和4年に成立した児童福祉法並びに母子保健法（以下、「児童福祉法等」という。）の改正の主旨及び支援を必要とする妊産婦、子どもやその家庭を取り巻く状況を踏まえ、総合支所保健福祉センターにおける母子保健・児童福祉のさらなる連携体制の構築について報告する。

2 経緯

- ・ 国は、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況や母子保健と児童福祉双方の連携と支援のマネジメント力の必要性等といった課題を踏まえ、市区町村の相談支援機能のさらなる充実・強化を図るため、令和4年に児童福祉法等を改正し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- ・ 区においては、特定妊婦や要保護児童等、支援を必要とする子育て世帯への支援にあたり、母子保健と児童福祉が連携して取り組んでおり、令和元年度からは各地域の保健福祉センター内で健康づくり課を「子育て世代包括支援センター」、子ども家庭支援課を「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけた上で可能な限り隣接した配置にするとともに、両課を兼務する保健師を配置するなど、これまでも双方の一体的な相談支援体制の構築に努めてきたところである。
- ・ しかしながら、子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）における児童虐待相談対応件数が依然として増加傾向にあることに加え、子ども・子育て支援事業ニーズ調査においては、日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない家庭が半数あることや、妊娠中や出産後、周囲の手伝いや声掛けが得にくい状況にあること、子育てが辛いと感じる保護者ほど、子育ての心配ごとや悩みごとの相談先の数が少ない傾向にあるといった結果が出ているところである。
- ・ こうしたことから、令和5年3月に策定した「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでいるところだが、この度の児童福祉法等改正を踏まえ、これまでの国に先行した形での母子保健（健康づくり課）と児童福祉（子ども家庭支援課）による一体的な相談支援体制を基盤に、双方の連携体制やマネジメント力をさらに強化する新たな取り組みや仕組みの構築を進める。

(参考) 児童福祉法等に定める「こども家庭センター」の概要

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

法改正により「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の両機能については、必然的に「こども家庭センター」に統合され移行

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

3 新たな取組み・仕組みについて

(1) リスクアセスメントシートの導入

- ・ 母子保健（健康づくり課）において、妊婦等の支援の必要性を早期に、個々の職員の経験等だけでなく組織的かつ標準的に把握し、児童福祉（子ども家庭支援課）と共有するツールとして、リスクアセスメントシートを導入する。
- ・ 令和5年度中に、国の調査研究として国立成育医療研究センターが実施する「リスクアセスメントシート（実装研究版）」を利用した実装研究に、モデル自治体として参加する。
- ・ 令和6年度以降も実装研究に参加し、実践の積み上げを行なうとともに、実装研究の分析結果や児童福祉との連携状況を踏まえ、アセスメントシートの内容や活用方法についてさらに精査する。
- ・ 令和7年度から「世田谷版リスクアセスメントシート」として本格実施を目指していく。

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」(国立成育医療研究センター)

(2) 母子保健と児童福祉のさらなる連携の仕組みの構築

これまで、重篤な虐待状況があるなど明らかに特定妊婦や虐待相談として対応すべきケースを母子保健事業の中で把握した場合は、子ども家庭支援課が開催する緊急支援会議において、ケースの受理や支援方針の決定を両課で行っている。また、両課で連携して支援する必要のある家庭については、両課の保健師やケースワーカーが密に情報を共有し、相談しながら対応している。

これらに加え、令和6年度から健康づくり課と子ども家庭支援課において、これまで以上に組織的かつ効果的に連携を図るための仕組みとして、以下の会議体を新たに設ける。

合同ケース会議

- ・ 健康づくり課及び子ども家庭支援課両課で特定妊婦や要支援児童等に該当するかの判断や支援方針の決定を組織的に行う。
- ・ 母子保健や児童福祉において把握したケースについて、アセスメントシートを用いたリスクの共有や、両課の連携、役割分担の確認等を行う。

(仮称) 母子保健カンファレンス (進行管理)

- ・ 健康づくり課において、アセスメントシートを元に内容の精査やリスク判断について協議し、児童福祉との共有の必要性の判断を行う。その上で児童福祉との共有が必要と判断したケースについては合同ケース会議に諮る。
- ・ 合同ケース会議で特定妊婦や要支援児童等に該当する段階にないが、引き続き状況確認が必要と判断されたケースなどの進行管理を行う。

(3) 「サポートプラン」を活用した支援

- ・ これまで健康づくり課及び子ども家庭支援課では、子どもや家庭への支援にあたり、家庭で生じている課題や支援目標、サービス利用等支援の方向性に係る内容を、面談や訪問等の場面を通じ当該家庭と共有しながら行ってきた。令和6年度からは、これらを記載した「サポートプラン」を支援対象者へ新たに書面で交付する。
- ・ 支援対象者のニーズや目標を書面にすることで、支援対象者に自らの抱えている課題の認識と活用できる支援策の計画的な利用を促す。また、支援計画の見える化により「目指すこと」を動機付けした上で進めることで支援を継続しやすくし、より効果的な支援に確実につなげていく。
- ・ サポートプランは当面、特に支援の必要性の高い家庭に対して導入する子育てサービスの利用者等から順次作成し、活用状況を踏まえて対象者を広げるなど、段階的に導入する。

(4) 家庭支援事業の利用勧奨・措置について

- ・ 改正児童福祉法では、子育て短期支援事業や養育支援訪問事業、一時預かり事業等が「家庭支援事業」と位置付けられ、市区町村は利用が必要と認められるものについて、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができることとされた。
- ・ そのため、区における既存事業を踏まえた「家庭支援事業」の位置づけを整理した上で、今後国から示される指針等を踏まえ、利用勧奨・措置の対象者、実施方法等について検討を行い、令和6年度から必要な方に利用勧奨・措置による支援を行っていく。

(参考) 「家庭支援事業」の内訳

子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

改正児童福祉法により令和6年度から新設される事業

(5) 子ども家庭福祉の専門性強化に向けた取組み

- ・ 令和6年度から、新たなこども家庭福祉の認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が新設される。
- ・ 子ども家庭支援課職員を対象に「こども家庭ソーシャルワーカー」資格の取得を区として後押ししながら、子ども家庭福祉の専門性強化に向けた取組みを推進する。

(6) 法改正に対応する「こども家庭センター」の位置付け等について

児童福祉法等の改正に伴い市区町村において設置に努めることとされた、「こども家庭センター」の位置付け等について、区として以下のとおり対応する。

「こども家庭センター」の位置づけ

子育て世代包括支援センター(健康づくり課)の機能と子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭支援課)の機能を保健福祉センター内で一体的に運営している現在の体制をもって、「こども家庭センター」として位置づける。

センター長、統括支援員について

- ・ 「こども家庭センター」に配置することとされている「センター長」は、健康づくり課及び子ども家庭支援課双方について、組織全体のマネジメントを行う立場である、保健福祉センター所長が担うものとする。
- ・ 「こども家庭センター」には、母子保健業務及び児童福祉業務双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる者として「統括支援員」を配置することとされている。
- ・ 「統括支援員」は、合同ケース会議に諮るかどうか、合同ケース会議で児童福祉につなげるかどうかといった検討において中心的な役割を担うことから、実務的なマネジメントと不可分である。
- ・ 区では、健康づくり課と子ども家庭支援課の係長を中心として、連携・相談しながら特定妊婦や要支援児童等の支援を行っていることから、原則、両課の係長級職員をそれぞれ統括支援員に位置づけるものとする。

名称について

子ども家庭支援課の窓口名称として区民にも定着している【子ども家庭支援センター】という名称は引き続きこれを利用していく。(法律上の「こども家庭センター」は、設置要綱上に健康づくり課の母子保健業務を含めて規定する。)

4 令和6年度以降における取組状況の検証について

令和6年度以降についても、上記の取組み等の運用状況や取組み効果、各課の人員体制等の確認・検証を行ない、令和7年度において必要な見直しを行う。

5 今後のスケジュール

- ~令和6年 4月 根拠規定の整備、運用に係る実務検討・調整
- 4月 改正法施行(こども家庭センター運用開始)
- 令和6年度
- ~令和7年度中 運用状況の確認、さらなる検討

健康づくり課

子ども家庭支援課

児童相談所

特定妊婦、要支援児童、要保護児童

新

母子保健事業から、妊婦等の支援の必要性を早期に把握し、子ども家庭支援課と共有するためのリスクアセスメントシートを導入。



新たに導入する
リスクアセスメントシート

新

(仮称)母子保健カンファレンス
(健康づくり課)

新

合同ケース会議
(健康づくり課・子ども家庭支援課合同)

既

支援会議
(子ども家庭支援課)

既

緊急支援会議
(子ども家庭支援課)

新

「サポートプラン」を活用した支援

支援対象者に自らの抱えている課題、活用できる支援策などを提示、計画的な利用を促す。

新

家庭支援事業の利用勧奨・措置

利用が必要と認められるものについて、その利用を勧奨し、勧奨しても利用することが著しく困難な場合、利用の措置による支援を提供。

特定妊婦や要支援児童等に該当するかの判断を組織的に行う。
(新たに導入するリスクアセスメントシートを活用)

子ども家庭支援センター・
児童相談所の一元的な運用
(のりしろ型支援)

既

子ども家庭支援課において、特定妊婦等として受理する際、改めて子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用に基づく共通アセスメントシート等に基づいたリスクアセスメントを実施。



子ども家庭支援センター・
児童相談所共通アセスメントシート 等

児童福祉との共有の必要性の判断を行い、共有が必要と判断したケースについては合同ケース会議に諮る。

緊急事案

既

重篤な虐待状況があるなど、明らかに特定妊婦や虐待相談として対応すべき事案は即座に緊急支援会議を実施